

事業継続計画(BCP)策定支援補助金

中小企業者の事業継続を可能とし、地域経済の停滞を防止するとともに、中小企業者の経営基盤の強化を図ることを目的として、事業継続計画(BCP)の策定又は改定を行う市内の中小企業者に補助金を交付します。

最大50万円

の補助が受けられます

事業継続計画(BCP)とは…

事業者が自然災害や大火災の発生、感染症のまん延等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動及び緊急時における事業継続を目的とした方法、手段等を取り決めた計画です。

補助対象経費

BCPの策定又は改定を行うためにコンサルタント、行政書士等の第三者に支払う委託費用又は専門家からアドバイスを受ける際に支払う費用

補助率

補助対象経費の3分の2※補助金の交付は1事業者につき1回です。

補助金の対象となる方

※次のいずれにも該当すること

1. 市内に事業所等を有し、かつ市内で事業活動を行っている中小企業者であること。
2. 補助金の交付後においても市内で事業活動を行う意思があること。
3. 補助金の交付対象となる経費を補助の対象とする他の補助金等の交付を国、県その他の機関から受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
4. 市税を完納していること。
5. 碧南市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと若しくは暴力団員が役員でないこと、または暴力団と密接な関係がないこと。

必要書類 (交付申請時)

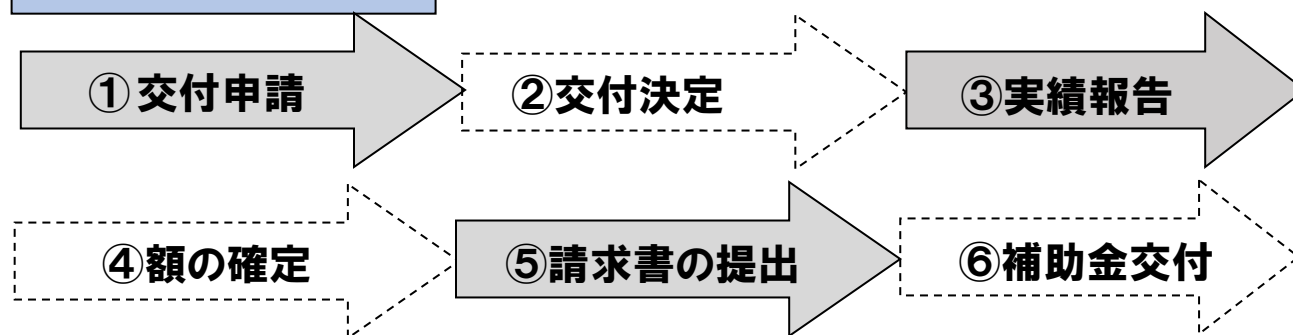
- 1.事業報告書
- 2.予算書
- 3.予算書の金額を証明する見積書等の写し
- 4.市税完納証明書
- 5.改定前の BCP 計画書の写し (BCP の改定に要する委託費用を含む場合)

必要書類 (実績報告時)

- 1.事業報告書
- 2.決算書
- 3.補助対象経費の支払いを証明する領収書等の写し
- 4.策定し、又は改定した BCP の計画書の写し

申請の流れ

※実線部は申請者、点線部は市側が行う手続きです。



補助対象期限

令和 4 年 4 月 1 日 (金) ~ 令和 5 年 3 月 31 日 (金)

※申請期限も令和 5 年 3 月 31 日 (金) までです。

※郵送で申請する場合は令和 5 年 3 月 31 日 (金) 必着分までです。

問い合わせ

碧南市 経済環境部 商工課 企業応援係

〒447-8601 碧南市松本町 28 番地 TEL 0566-95-9895(直通)

メール shoukoka@city.hekinan.lg.jp